本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

西包括だより

第68号

令和4年5月発行

〒367-0052 本庄市銀座 1-1-1 本庄市市民活動交流センターはにぽんプラザ２階
電話　0495-22-7088　　FAX　0495-21-5516
業務時間　８：30～17：15　土日祝日・年末年始（12/29～1/3）除く　時間外受付：080-4380-7614
担当地区：本庄西地域（千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・（照若町）・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井・三友）

『成年後見制度』って知っていますか？

例えばこんなことがあったら…

- サービスの契約や、制度の申請手続きなどが、一人では不安。
- 最近、お金の管理が不安になってきた。
- 老後に何かあったときに頼れる身内がいない。
- 本人の代わりに手続きをしようとしたら、成年後見人が必要ですと言われた。



成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分でない人の財産管理や日常生活上の契約等の法律行為を、本人に代わって、成年後見人等が行う制度です。
成年後見制度には、「**任意後見制度**」と「**法定後見制度**」があります。

「任意後見制度」と「法定後見制度」とは

「任意後見制度」

今は十分な判断能力がある人が、将来、認知症などによって判断能力が十分でなくなった時に備えて、あらかじめ後見人（任意後見人）を決めておき、その人との間で「契約」を行います。

判断能力が不十分になった時には、契約に基づいて、任意後見人による後見等が開始されます。



「法定後見制度」

すでに、判断能力が十分でない人に、裁判所が成年後見人等を選任して、本人に代わり、財産管理や日常生活上の手続きなどを行います。本人の判断能力に応じ、３つの類型があります。

「補助」　判断能力が不十分な人
「保佐」　判断能力が著しく不十分な人
「後見」　判断能力がほとんどない人

☆裏面の答え「く」

「本庄市成年後見サポートセンター」で相談をお受けします

本庄市成年後見サポートセンターでは、成年後見制度に関する相談、利用に関する手続きや書類作成の説明などの支援を行います。また、市民後見人の養成や、成年後見制度の理解と普及に向けた啓発活動を行います。

一般相談

サポートセンターの職員が、電話や来所による相談に応じます。法律等の専門知識が必要な場合は専門相談におつなぎします。相談は無料、予約は不要です。

相談日時：月～金曜日（休日年末年始除く）
8：30～17：15
会　場：社会福祉協議会事務所
（本庄市銀座 1-1-1 はにぽんプラザ2階）

専門相談

弁護士・司法書士・相談員が直接相談に応じます。１回の相談時間は、おおむね３０分～１時間程度です。相談は無料、事前予約が必要です。

相談日時：毎月第２・４火曜日（休日除く）
13：00～16：00
会　場：はにぽんプラザ２階　活動室Ｃ
予約方法：前月初日（土日休日を除く）より先着で当日 14：00 まで受付。受付開始日は電話受付のみ。

本庄市成年後見サポートセンター
（本庄市社会福祉協議会内）　☎24－2755



福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

一人で判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害などのある方が利用できます。福祉サービスや日常の暮らしに必要なお金の出し入れなどのお手伝いを行います。利用には、この事業についてある程度理解でき、契約できる能力を有することが必要です。

問合せ：本庄市社会福祉協議会　☎24-2755



★５月の予定★





日時・会場	行事
５／２３（月） １３：３０～１５：３０ はにぽんプラザ２階 活動室Ｄ・Ｅ	**オレンジカフェ・認知症個別相談会** 誰でも気軽に立ち寄ることができます。お茶を飲みながら、息抜きしませんか。専門職が認知症についての個別相談にも応じます。
５／２５（水） １０：００～１２:００ 本庄東地域包括支援センター （本庄市本庄 3-1-21）	**認知症家族の会　本庄** 認知症のご家族を介護している方等が集まり、日々の介護のこと、悩みなどを話せる場です。お気軽にご参加ください。

ひらがな３文字クロスワード

	ち	
お		ら
	わ	

クロスワードの真ん中に共通する文字を書いてください♪